

注釈の一覧 第3回添削済答案②（H29刑訴法）.pdf

ページ :1

☐ 番号 :1 作成者 :森山龍真 日付 :2024/09/17 14:25:49

 番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/27 16:51:02
(1) 2文目不要と思います。

 番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/27 16:52:04
「のような」は辞めましょう。
不明確で、何の行為を問題にしているのかよく分かりません。

ページ 2

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/27 17:00:23

1、2の記載も相当ロスと思います。328の論じ方を一度整理しておいた方が良いでしょう。いざ出る可能性あると思いますよ。

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/27 16:57:40

なぜ、3の論述に行ってしまったか考えて下さい。理解できているなら本番でロスはないと思いますが、ここまでやってしまうと、完全にロスです。

[illegible]

(2) 証拠として甲署名・押印を提出。①は成立す。
甲の現行犯拘捕と供述を以て、②-1 は成立しない。また甲証言
は証拠として同題名の供述内容が一致し③-2 も成立しない。

(3) 以上より、証拠として7条1項に違反するものはない。
よって、裁判所はRn 訴えを却下し、証拠を撤回した旨を決定して上告を受理すべきである。

×

※解答は左ページから書き始めてください。